

大日本帝國政府

(別表)

第一號様式甲

	昭和 年府縣要計表	都廳府縣名
事業體ノ種類	事業體又ハ世帶ノ數	
工業事業場		
採鑛事業場 (樺太ニ於ケルモノニ 限ル)		
土石採取事業場		
交通事業場		
其ノ他ノ事業體		
調査世帶		
計		

大日本帝國政府

第一號樣式丙

昭和 年府縣要計表

東京都、北海道、樺太又ハ各府縣別

船舶ヲ使用スル事務所數

海運局名

計

大日本帝國政府

第二號様式甲

昭和 年市町村要計表 (都廳府縣提出用)	
	東京都 北海道 樺太府縣 市 區 町 郡 村
事業體ノ種類	事業體又ハ世帯ノ數
工業事業場	
採鑛事業場 (樺太ニ於ケル モノニ限ル)	
土石採取事業場	
交通事業場	
其ノ他ノ事業體	
調査世帯	
計	

大 日 本 帝 國 政 府

第二號樣式乙

昭和 年市町村要計表 (鑛山監督局提出用)	東京都 市 區 北海道 府 縣 郡 村
-----------------------------	--

採 鑛 事 業 場 數

第二號樣式丙

昭和 年市町村要計表 (海運局提出用)	東京都 市 區 北海道 樺太 府 縣 郡 村
---------------------------	--

船 舶 ヲ 使 用 ス ル 事 務 所 數

大 日 本 帝 國 政 府

第三號樣式

昭和 年 準備調查簿

(枚ノ内第 號)

東京都 市 區
北海道 市 區
樺太 府 縣 郡 町 村

調查區域第 號 () 勤勞統計調查員 (氏名印)

計	番 號				主ノ氏名	所ノ名又ハ世帯	ヲ使用スル事務	事業體若ハ船舶	配付スベキ調査票ノ種類別枚數
	帶ノ所在	務所又ハ世	事務所又ハ世	業體若ハ船					
								(工)	
								(鑛) 甲	
								(土)	
								(交)	
								乙	
								丙ノ一	
								丙ノ二	
								丁	
								備考	

大日本帝國政府

第三號樣式記入方

- 一 番號ハ各調査員毎ニ一號ヨリ始ムルコト
- 二 調査票用紙配付後移轉等ニ依リ蒐集不能ノモノハ其ノ旨備考欄ニ記入スルコト
- 三 用紙二枚以上ニ互ルトキハ其ノ枚數及號數ヲ欄外ニ記入シ且最終ノ用紙ニ計ヲ記入スルコト

大日本帝國政府

第四號樣式甲（事業場ノ分）

所 定 事 項							調 查 番 號
日 指 定 取 消 / 年 月	指 定 / 年 月 日	勞 務 者 概 數	事 業 / 種 類	事 業 主 / 氏 名	事 業 場 / 所 在 地	事 業 場 / 名	
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	人					第 號
考							電 話 番 號
						備 考	調 查 擔 當 者 氏 名
						—	—
						—	—

大 日 本 帝 國 政 府

第四號樣式乙（船舶運輸事務所ノ分）

所 定 事 項						
調查番號	事務所ノ名	事務所ノ所在地	事業主ノ氏名	就航船舶概數	乘組普通船員概數	指定ノ年月日
第					人	昭和
號				隻		年
						月
						日
備 考						
電 話 番 號	調 查 擔 當 者 氏 名					
（	（					
）	）					

大日本帝國政府

第五號樣式

送 致 目 錄

(昭和 年 月分)

調查事業體	指定事業場又ハ船舶運 輸事務所ノ數		調查票提出事業場又ハ 船舶運輸事務所ノ數	調查票提出數	内休業中ノモノ及調査不能ノモ ノ
	船舶運 輸事務所ノ數	又ハ 船舶運 輸事務所ノ數			
				枚	枚
				考	備

右ノ通及送付候也

昭和 年 月 日

地方長官 (鑛山監督局長又ハ海運局長)

内閣統計局長殿

大 日 本 帝 國 政 府

第六號樣式

送 致 目 錄	一 令第三十四事 業 場 數		二 令第三十四條第 事 業 場 數		內 休 業 中 ノ モ ノ 及 調 查 不 能 ノ モ ノ		調 查 票 提 出 數		右ノ通及送付候也
	業 場 數		事 業 場 數		及 調 查 不 能 ノ モ ノ		調 查 票 提 出 數		
	業 場 數		事 業 場 數		及 調 查 不 能 ノ モ ノ		調 查 票 提 出 數		
(昭和 年 月分)									
	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
	備		考						

昭和 年 月 日

地方長官（鑛山監督局長）

內閣統計局長殿

昭和十九年 四月 七 日

内閣官房總務課長

法制局御中

本件ニ對スル貴局ノ意見至急
承知致度

回答

本件ハ支障無之ト

認ム

昭和十九年四月十日

法制局

内閣官房總務課 伊藤

濟

大日本帝國政府

九

法務局
昭和十九年四月七日
局發第一六六號

昭和十九年四月七日

內閣統計局長 川島 孝彦



內閣總理大臣 東條 英機 殿

閣下

內閣書記官長

上 申

左案告示相成度

閣甲八一

昭和十九年四月十五日告示

井口



大日本帝國政府

案

內閣告示第十號

勤勞統計調查令第二十二條ノ規定ニ依リ勤勞統計調查員ニ交付スベキ
證票ノ様式左ノ如シ

(表面) (用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番トス)

昭和 年

勤勞統計調查員證票

住所
氏名

內閣

大日本帝國政府

(裏面)

執行ノ際之ヲ携帶セシム	大臣ノ定ムル證票ヲ交付シ職務	第二十二條 調査員ニハ内閣總理	以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス	實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓	避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不	第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌	關スル法律(抄)	統計資料實地調査ニ
-------------	----------------	-----------------	--------------	----------------	----------------	-----------------	----------	-----------

昭和十九年四月十五日

内閣總理大臣

大日本帝國政府

仰法裁

法制局
昭和十九年四月七日
局發第一六七號

昭和十九年四月七日

內閣統計局長 川島孝彦



內閣總理大臣 東條英機 殿

芝

上申

左案告示相成度

閣中八二

昭和十九年四月十五日

昭和十九年四月七日

內閣官房總務課長

法制局御中

本件ニ對ス貴局ノ意見至急
承知致度

本件ニ對答
無之卜認ム

昭和十九年四月十日

法制局

內閣官房總務課

御中

大日本帝國政府

案

內閣告示第十一號

勤勞統計調查令第三十二條ノ規定ニ依リ調査ヲ行フベキ官營ニ屬スル
事業場左ノ通指定ス

昭和十九年四月十五日

內閣總理大臣

左ノ各廳ニ屬スル工場

地方專賣局（仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島及熊本）

造幣局

印刷局

陸軍兵器廠ノ造兵廠

大日本帝國政府

陸軍被服廠

陸軍糧秣廠

陸軍製絨廠

陸軍衛生材料廠

海軍技術研究所

海軍火藥廠

海軍航空技術廠

海軍工廠

鐵道局

左ニ掲グル郵便局、電信局及電話局

郵便局（札幌、小樽、函館、仙臺、秋田、山形、福島、高崎、浦和、

大日本帝國政府

東京中央、横濱、新潟、金澤、福井、長野、静岡、名古屋、京都、
大阪中央、神戸中央、鳥取、岡山、廣島、松山、福岡、長崎、熊
本及鹿兒島)

電信局 (東京中央、大阪中央、神戸中央及長崎)

電話局 (札幌、東京中央、横濱中央、金澤、名古屋中央、京都中央、
大阪中央、神戸中央、岡山、廣島中央及福岡中央)

左ニ掲グル驛、車掌區、機關區及電車區

驛 (旭川、室蘭、秋田、仙臺、郡山、新潟、福井、米子、東京、沼
津、名古屋、大阪、廣島、門司、熊本及德島)

車掌區 (札幌、仙臺、新津、沼津、名古屋、福知山、下關及門司)
機關區 (函館、福島、新津、沼津、濱松、梅小路、岡山及大里)

大日本帝國政府

電車區（中野及宮原）

明甲第一〇七號

案起

昭和十九年五月二日

裁可	昭和	年	月	日	施
決定	昭和十九年	五月	三日	日	行

昭和十九年五月六日
公布

内閣總理大臣



内閣書記官長



内閣書記官

鑛山監督局官制中改正ニ伴ヒ勤勞

統計調査施行規則中改正ヲ要スルモノア

リ依テ別紙ノ通閣令公布ノコトニ決定相

成然ルベシ

閣令案

別紙通案

大正五年

此係... 通案... 凡... 均... 應... 照... 辦... 其... 詳... 見... 別... 紙... 通... 案... 此... 係... 大... 正... 五... 年... 之... 通... 案... 凡... 有... 關... 於... 此... 案... 之... 各... 項... 均... 應... 照... 此... 案... 之... 辦... 理... 其... 詳... 情... 請... 參... 閱... 別... 紙... 通... 案... 之... 各... 項... 規... 定... 此... 佈



大日本帝國政府

法制局函第三四號
昭和十九年四月廿七日

局發第一九八號

昭和十九年四月二十六日

內閣統計局長

川島孝

彦

內閣總理大臣

東

條

英

機

殿

上申

左案閣令制定公布相成度



閉甲一〇七

法制局御中
本件ニ對スル貴局ノ意見
承知致度

昭和十九年四月二十七日

內閣官房總務課

回答

本件ハ支障無之ト認ム但シ
附答ノ通

昭和十九年五月二日

法制局

別紙

大日本帝國政府

閣令第十五號

勤勞統計調查施行規則中左ノ通改正ス

昭和十九年五月六日

內閣總理大臣

第五條、第九條第一項、第十五條第二項及第十七條第二項中「鑛山監督局長」ヲ「地方鑛山局長」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十九年六月一、日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

理由

鑛山監督局官制中改正ニ伴ヒ改正ノ要アルニ依ル

閣令

閣令第十四號
勸業統計調査施行規則左ノ通定ム
昭和十九年四月十五日

勸業統計調査施行規則
第一章 勸業統計調査

第一條 勸業統計調査令(以下合稱ス)第
八條第一號乃至第四號ニ掲グル事業體ニ
付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 事業體ノ名
- 二 事業體ノ所在地
- 三 事業ノ種類
- 四 從業者現在數
- 五 從業者ノ一箇年間ノ異動
- 六 從業者ノ一箇年間ノ雇入
- 七 常備勞務者
- 八 技術者
- 九 事務者
- 十 從業者中三箇月以上ニ互リ勤勞ニ從
事セザル者
- 令第八條第一號乃至第三號ニ掲グル事業
場ニ付テハ前項ノ事項ノ外左ノ事項ヲ調
査ス
- 一 工場ニ付テハ工場法適用ノ有無
- 二 日傭勞務者及臨時的勞務者ノ一箇年
間ノ延人員
- 令第八條第一號乃至第三號ニ掲グル事業
場又ハ同條第四號ニ掲グル其ノ他ノ事業
體ニ付テハ前項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調
査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大
臣之ヲ定ム
- 令第八條第五號ニ掲グル調査船ニ付テ
ハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 總體ノ船舶ニ關スル事項
- イ 事務所ノ名
- ロ 事務所ノ所在地
- ハ 船舶數
- ニ 高級船員
- ホ 普通船員
- ヘ 年齡別乗組員數
- ト 一箇月間ノ給與
- イ 船名

官報 第五一七四號 昭和十九年四月十五日 土曜日

ルトキハ調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシ
メ又ハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査スベシ
第八條 令第五條ノ規定ハ本章ニ之ヲ準
用ス

第二章 毎月勸業統計調査

第九條 令第二十六條ノ規定ニ依リ地方長
官、鑛山監督局長又ハ海運局長(以下指定
官廳ト稱ス)ノ指定スベキ事業場又ハ船
舶運輸事務所(以下調査事業體ト稱ス)ノ
數ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依ル
令第二十六條ノ指定ハ事業主ニ對スル通
知ニ依リ之ヲ行フ

- ハ 事務所ノ名
- ニ 船舶ノ種類
- ホ 總噸數及公稱馬力
- ト 航行區域又ハ從業制限
- チ 船舶使用ノ目的
- リ 高級船員個人別
- ニ 普通船員
- 前項第一號又ハ第二號ノ事項ノ調査ニ用
フベキ調査票用紙ハ官給シ其ノ様式ハ内
閣總理大臣之ヲ定ム
- 令第八條第六號ニ掲グル調査世帯ニ付テ
ハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 世帯主ノ所屬ノ産業
- 二 世帯主ノ住所
- 三 家事使用人
- 前項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙
ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ
定ム
- 第二條 勸業統計調査員(以下調査員ト稱
ス)其ノ職務ヲ執行スル期間ハ毎年六月
十日ヨリ七月十日迄トス但シ調査事項ニ
關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在
ラズ
- 第三條 調査員故障アルトキハ市町村長ハ
之ニ代ルベキ適當ノ者ヲ選任シ其ノ職務
ヲ執行セシムベシ
- 第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故
ノ爲調査員第二條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ
執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルト
キハ市町村長ハ該事故アル事業體、船舶
ヲ使用スル事務所又ハ世帯ニ限リ其ノ期
間ヲ十日以内延長スルコトヲ得
- 第五條 事業體ノ所在地ニ以上ノ市町村ニ
跨リ調査ニ關スル所屬分明ナラザルモノ
アルトキハ關係市町村長ハ協議ノ上其ノ
所屬ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ工業
事業場、土石採取事業場、交通事業場及其
ノ他ノ事業體ニ關シテハ地方長官、採鑛
事業場ニ關シテハ鑛山監督局長之ヲ指
定ス
- 第六條 事業主又ハ世帯主ハ調査票用紙ニ
調査事項ヲ記入シ記名捺印ノ上調査期日
後五日以内ニ之ヲ調査員ニ提出スベシ
第七條 市町村長ハ調査票ノ事業體、船舶
ヲ使用スル事務所又ハ世帯アリト認メタ

官報 第五一七四號 昭和十九年四月十五日 土曜日

調査期日後五日以内ニ其ノ旨ヲ指定官廳
ニ報告スベシ
前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票用紙ニ休
業中ノ旨ヲ附箋シタルモノノ提出ヲ以テ
之ヲ爲スベシ

第十三條 調査事業體ノ名、所在地若ハ事
業ノ種類ニ付變更アリタルトキ又ハ事業
ノ廢止アリタルトキハ事業主ハ直ニ其ノ
旨ヲ指定官廳ニ報告スベシ

第十四條 事業主ハ調査票用紙ニ調査番
號、調査年月及調査事項ヲ記入シ記名捺
印ノ上令第二十六條各號ニ掲グル事業場
ノ事業主ニ在リテハ翌月十日迄ニ、同條
ニ規定スル採鑛事業場又ハ船舶運輸事務
所ノ事業主ニ在リテハ翌月十五日迄ニ指
定官廳ニ之ヲ提出スベシ

- 一 事業場ノ名
- 二 事業場ノ所在地
- 三 常備勞務者ノ一箇月間ノ異動
- 四 常備勞務者ノ一箇月間ノ就業人員
- 五 就業時間及賃金
- 前項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙
ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ
定ム
- 令第二十六條ニ規定スル調査船舶ニ付テ
ハ左ノ事項ヲ調査ス
- 一 事務所ノ名
- 二 事務所ノ所在地
- 三 航行區域及其ノ船舶數
- 四 乘組普通船員ノ一箇月間ノ異動
- 五 乘組普通船員ノ一箇月間ノ延乘組人
員及給與
- 前項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査票用紙
ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ
定ム
- 第十一條 調査期日ニ休業スル調査事業體
ニシテ前月ノ調査期日ヨリ翌日ヨリ引續キ
休業中ノモノニ關シテハ其ノ月分ノ調査
ヲ行ハズ
- 第十二條 調査事業體ニシテ前條第一項ノ
規定ニ該當スルモノナルトキハ事業主ハ

官報 第五一七四號 昭和十九年四月十五日 土曜日

第十五條 令第三十四條第一號ノ指定ハ事
業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 令第三十四條第一號ニ掲グル事
業場ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 事業場ノ名
- 二 事業場ノ所在地
- 三 事業ノ種類
- 四 從業者ノ一箇月間ノ異動
- 令第三十四條第二號ニ掲グル事業場ニ付
テハ前項ノ事項ノ外左ノ事項ヲ調査ス
- 一 常備工員ノ一箇月間ノ就業人員、就業
時間及賃金
- 前二項ノ事項ノ調査ニ用フベキ調査票用
紙ハ官給シ其ノ様式ハ内閣總理大臣之ヲ
定ム
- 第十七條 令第三十四條各號ノ一ニ該當ス
ル事業場(以下調査事業場ト稱ス)ニシテ
調査期日ニ休業シ前月ノ調査期日ヨリ翌日
ヨリ引續キ休業中ノモノニ關シテハ其ノ
月分ノ調査ヲ行ハズ
- 令第三十七條及第三十八條ノ規定ニ依リ
當該事業場ニ調査ヲ所管スル地方長官又
鑛山監督局長(以下所管官廳ト稱ス)ニ
於テ天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ
因リ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査
事業場ニ關シ亦前項ニ同ジ

官報 第五一七四號 昭和十九年四月十五日 土曜日

第十八條

調査事業場ニシテ前條第一項ノ規定ニ該當スルモノナルトキハ事業主ハ調査期日後五日以内ニ其ノ旨ヲ所管官廳ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票用紙ニ休業中ノ附屬シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十九條 調査事業場ノ名所在地若ハ事業ノ種類ニ付變更アリタルトキ又ハ事業ノ廢止アリタルトキハ事業主ハ其ノ旨ヲ所管官廳ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票ニ其ノ旨ヲ附屬シタルモノノ提出ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第二十條 事業主ハ調査票用紙ニ調査年月及調査事項ヲ記入シ記名捺印ノ上探礦事業場ヲ除キタル他ノ事業場ノ事業主ニ在リテハ翌月十日迄ニ探礦事業場ノ事業主ニ在リテハ翌月十五日迄ニ所管官廳ニ之ヲ提出スベシ

第二十一條 所管官廳ハ調査漏ノ事業場アリト認メタルトキハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ毎月勤勞統計調査及特別勤勞統計調査ニ關スル規定ハ昭和十九年七月末現在ニ依リ行フ調査ヨリ之ヲ適用ス

勞働技術統計調査施行規則ハ之ヲ廢止ス勞働統計毎月調査施行規則ハ昭和十九年六月末日現在ニ依リ行フ調査限リ之ヲ廢止ス

大

仰決裁

大日本帝國政府

昭和十九年四月廿七日

局發第一九九號

昭和十九年四月二十六日

內閣書記官長

印

內閣總理大臣 東條英機 殿

內閣統計局長 川島孝彦



內閣書記官

上 申

左案訓令相成度

昭和十九年四月二十七日

內閣官房總務課

法制局御中

本件ニ對スル貴局ノ意見
承知致度

甲一〇八

五月六日公布



本件ハ支障無之ト認ム但
附箋ノ通
昭和十九年五月一日

法制局



大日本帝國政府

內閣訓令第四號

案

勤勞統計調查施行心得中左ノ通改正ス

昭和十九年五月六日

內閣總理大臣

「第一節 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長」ヲ「第一節 地方長官、地方鑛山局長又ハ海運局長」ニ改ム

第二條、第四條、第十條、第二十條、第二十四條第一項、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第五十條、第五十六條及第六十四條並ニ別表第五號樣式及第六號樣式中「鑛山監督局長」ヲ「地方鑛山局長」ニ改ム

別表第一號樣式乙及第二號樣式乙中「鑛山監督局」ヲ「地方鑛山局」ニ

改ム

附則

昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十九年 四月 十五日

內閣訓令第三號勤勞統計調查施行心得抄錄

第一節

地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長

第二條

地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長

查事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長(都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對スル分ハ都廳府縣支廳長)ニ交付スベシ

第四條

鑛山監督局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ

採鑛事業場ニ關シ別表第一號様式乙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ

第十條

市町村長ハ勤勞統計調查施行規則(以下規則ト稱ス)第四條

ノ規定ニ依リ規則第二條ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ニ報告スベシ

第二十條

市町村長ハ調査票用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生ジタルトキハ

大日本帝國政府

地方長官（都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ都廳府縣支廳長）、
鑛山監督局長又ハ海運局長ニ請求シ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ調査員
ニ交付スベシ

第二十四條 市町村長ハ年次勤勞調査票ヲ工業事業場、採鑛事業場、
土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業體、船舶ヲ使用スル事
務所又ハ世帯毎ニ一括シ之ヲ調査區域ノ番號ト準備調査簿ノ番號順
ニ整理シ地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ノ定ムル期限迄ニ市
町村要計表ト共ニ適當ノ方法ニ依リ工業事業場、採鑛事業場（樺太
ニ於ケルモノニ限ル）、土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事
業體又ハ世帯ニ關スルモノハ（都廳府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村
長ニ在リテハ都廳府縣支廳長ヲ經テ）地方長官ニ、採鑛事業場（樺
太ニ於ケルモノヲ除ク）ニ關スルモノハ鑛山監督局長ニ、船舶ヲ使
用スル事務所ニ關スルモノハ海運局長ニ提出スベシ
準備調査簿ハ翌年調査ノ時期迄市町村長之ヲ保存スベシ

大日本帝國政府

第四十三條 每月勤勞統計調查ニ關スル地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査事業體ノ指定

二 調査事業體臺帳ノ作成

三 事業主ノ指導

四 調査票用紙ノ交付

五 調査票ノ検査、送致目錄ノ作成及調査書類ノ提出

六 以上ノ附帶事務

第四十六條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ令第二十六條ノ規定ニ依リ内閣統計局長ノ定ムル基準ヲ參酌シ調査事業體ノ指定ヲ行フベシ

第四十七條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ規則第九條第二項ノ通知ニ際シテハ調査番號ヲ事業主ニ通告スベシ

第五十條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ調査事業體ヲ指定

大日本帝國政府

シタルトキハ其ノ調査番號、名、所在地、事業主ノ氏名、事業ノ種類、勞務者概數（船舶運輸事務所ニ在リテハ就航船舶概數及乗組普通船員概數）及指定ノ年月日ヲ、調査事業體ノ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ調査番號、名、取消ノ年月日及事由ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第五十六條 指定官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票ヲ休業中ノモノ及調査不能ノモノト其ノ他ノモノトノ二種ニ分チ之ヲ各別ニ調査番號順ニ重ネテ夫々一括シ別表第五號様式ニ依ル送致目錄ト共ニ地方長官ニ在リテハ翌月二十日迄ニ、鑛山監督局長又ハ海運局長ニ在リテハ翌月二十五日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ

第六十四條 所管官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票ヲ令第三十四條第一號ニ掲グル事業場ニ關スルモノト同條第二號ニ掲グル事業場ニ關スルモノトノ二種ニ分チ別表第六號様式ニ依ル送致目錄ト共ニ地方長官ニ在リテハ翌月二十日迄ニ、鑛山監督局長ニ在リテハ翌月二十五日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

大日本帝國政府

(別表)

第一號樣式乙

昭和

年府縣要計表

東京都、北海道又ハ各府縣別

鑛山監督局名

採鑛事業場數

計

別表ハ官報ニ有ルサレドモモリスル

大日本帝國政府

第二號樣式乙

採 鑛 事 業 場 數	昭和 年市町村要計表 (鑛山監督局提出用)								
	<table border="0"> <tr> <td>東京郡</td> <td>市</td> <td>區</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>郡</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>府縣</td> <td>郡</td> <td>村</td> </tr> </table>	東京郡	市	區	北海道	郡	町	府縣	郡
東京郡	市	區							
北海道	郡	町							
府縣	郡	村							

大日本帝國政府

第五號樣式

調查事業體	送 致 目 錄		(昭和 年 月 分)
	指定事業場又ハ船舶運輸事務所ノ數	調查票提出事業場又ハ船舶運輸事務所ノ數	
調查票提出數			
內休業中ノモノ及調查不能ノモノ			
右ノ通及送付候也			
昭和 年 月 日			
地方長官 (鑛山監督局長又ハ海運局長)			
內閣統計局長殿			

大日本帝國政府

第六號樣式

送 致 目 録		(昭和 年 月 分)	
一 令第三十四條第一號ニ掲グル事業場	事業場數 調査票提出事業場數	二 令第三十四條第二號ニ掲グル事業場	事業場數 調査票提出事業場數
調 査 票 提 出 數		調 査 票 提 出 數	
内休業中ノモノ及調査不能ノモノ		内休業中ノモノ及調査不能ノモノ	
枚 枚		枚 枚	
考		備	

右ノ通及送付候也

昭和 年 月 日

地方長官 (鑛山監督局長)

内閣統計局長殿

第三章 在學及退學
 第十四條 生徒ハ特許可セラレタル場合ノ他寄宿舎ニ起居シ制服ヲ着用スベシ
 第十五條 生徒陸海軍ニ入營又ハ應召シタルトキハ休學ヲ命ズ
 前項ノ生徒ニシテ其ノ事由止ミタルトキハ修業上支障ナキ限リ相當學期ニ編入ス
 第十六條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退學ヲ命ズ
 一 操行不良ニシテ改善ノ見込ナキトキ
 二 成績不良ニシテ成業ノ見込ナキトキ
 三 傷疾疾病ニ因リ成業ノ見込ナキトキ
 四 其ノ他通信局長ニ於テ必要アリト認メタルトキ
第四章 卒業及修業
 第十七條 生徒ノ成績ハ平素ノ勤惰及學業ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム
 第十八條 所定ノ課程ヲ修了シ成績ノ考査ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
 第十九條 業務科高等部、電信科高等部及電信科無線電信部生徒ニシテ前條ノ考査ニ合格セザルトキハ之ニ修業證書ヲ授與スルコトヲ得
 第二十條 傷疾疾病其ノ他ノ事故ニ因リ所定ノ課程ヲ修メ得ザル者又ハ成績不良ナルモ尙成業ノ見込アル者ハ次期生徒ト爲スコトヲ得
第五章 賞罰
 第二十一條 學術優等、品行方正ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ル生徒ニハ卒業ニ際シ優等褒狀ヲ授與ス
 第二十二條 生徒其ノ本分ニ悖リタル所爲アリタルトキハ左ノ區別ニ依リ通信局長懲戒ヲ行フ
退學
第六章 給與
 第二十三條 生徒ニハ修業中別ニ定ムル手當ヲ支給ス
 第二十四條 停學中ノ生徒ニ對シテハ前條ニ定ムル手當ヲ支給セズ
 第二十五條 生徒ニハ制服ヲ貸與ス
 授業料ハ之ヲ徴收セズ
 修業ニ要スル物品ハ之ヲ貸與又ハ給與ス

第二十六章 後務
 第二十六條 生徒卒業又ハ修業シタルトキハ別ニ定ムル期間通信局長ノ指定スル業務ニ従事スル義務アルモノトス
 入營又ハ應召ノ爲前項ノ義務ヲ履行シ得ザル場合ハ其ノ事由止ミタル時ヨリ更ニ其ノ特別前務スベキモノトス
 前二項ノ義務義務期間中ニ於テ新ニ本規則ニ依ル服務義務ヲ生ジ又ハ官吏練習所ニ入所シタル場合ハ舊義務ハ之ヲ免除ス
 第二十七條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二十三條ノ手當及在學中ノ諸費ヲ拂價セシム
 一 自己便宜ニ依リ退學シ又ハ第十六條及第二十二條ニ依リ退學ヲ命ゼラレタルトキ
 二 第二十六條第一項及第二項ノ服務義務ヲ履行セザルトキ
 第二十八條 前條ノ拂價金ハ通信局長ニ於テ特殊ノ事情アリト認ムルトキハ分納若ハ延納ヲ許可シ又ハ減免スルコトヲ得
附則
 第二十九條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ通信局長之ヲ定ム
附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
運輸通信省令第六十號
 昭和十八年四月十五日
 昭十九年四月十五日
 運輸通信大臣 五島 慶太
 第九條 戰時ニ際シ官廳、公署又ハ公益上若ハ戦力増強上緊要ナル事業ノ用ニ供スル電話及國土防衛上緊急ナル場合ニ於テ設備上已ムラ得ザル事由アルトキハ既設設備ノ轉用ヲ爲スコトアルベシ
 前項ノ轉用ニ依リ通話ヲ爲シ得ザルニ至リタル加入者ニ對シテハ通話休止ノ取扱ヲ爲シ又ハ加入ノ取消ヲ爲ス
 前項ノ規定ニ依リ通話休止又ハ加入取消トナリタル電話ニ付テハ通話休止期間又ハ加入取消ノ翌日以後ニ係ル電話使用料及附加使用料ハ年額料金ノ日割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ヲ俟タズ之ヲ還付ス
 一 前條第一項第一號又ハ第五號ノ規定ニ依リ休止又ハ停止ヲ爲スコト三日以上ニ及ビタルトキ其ノ休止又ハ停止期間ニ係ルモノ
 二 前條第一項第四號又ハ第五號ノ規定ニ依リ取消ヲ爲シタルトキ其ノ取消ノ翌日以後ニ係ルモノ
 第十八條第三項ヲ左ノ如ク改ム
 長約通話又ハ特別至急通話ノ取扱上必要アルトキハ至急通話又ハ普通通話ヲ中斷スルコトアルベシ

訓令
內閣訓令第三號
 勤勞統計調査施行心得左ノ通定ム
 昭和十九年四月十五日
 內閣總理大臣 東條 英機
第一章 年次勤勞統計調査
第一節 地方長官、鐵道監督局長
 第一條 地方長官ハ調査員ヲ任命シタルトキハ其ノ氏名ヲ市町村長ニ通知スベシ
 第二條 地方長官、鐵道監督局長又ハ海運局長ハ內閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長、都府支廳長、府縣支廳長、管轄區域內ノ町村長ニ對シテ分ハ都府支廳長ニ交付スベシ
 第三條 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル（都府支廳長、管轄區域內ノ町村長ニ關スル分ハ都府支廳長ニ對シテ提出シタル）市町村要計表ニ依リ工業事業場、採石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業場及世帯ニ關シ別表第一號式甲ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ
 第四條 鐵道監督局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ採石採取事業場ニ關シ別表第一號式乙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ
 第五條 海運局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ船舶ヲ使用スル事業場ニ關シ別表第一號式丙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ
第二節 都府支廳長
 第六條 都府支廳長ハ地方長官ヨリ調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長ニ對シテ分ハ都府支廳長ニ對シテ提出シタル）市町村要計表ニ依リ工業事業場、採石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業場及世帯ニ關シ別表第一號式甲ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ

第三章 在學及退學

第十四條 生徒ハ特ニ許可セラレタル場合ノ他寄宿舎ニ起居シ制服ヲ着用スベシ
第十五條 生徒陸海軍ニ入營又ハ應召シタルトキハ休學ヲ命ズ
前項ノ生徒ニシテ其ノ事由止ミタルトキハ修業上支障ナキ限り相當學期ニ編入ス
第十六條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退學ヲ命ズ
一 操行不良ニシテ改善ノ見込ナキトキ
二 成績不良ニシテ成業ノ見込ナキトキ
三 傷痍疾病ニ因リ成業ノ見込ナキトキ
四 其ノ他通信局長ニ於テ必要アリト認メタルトキ
第十七條 生徒ノ成績ハ平素ノ勤惰及學業ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム
第十八條 所定ノ課程ヲ修了シ成績ノ考査ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
第十九條 業務科高等部、電信科高等部及電信科無線電信部生徒ニシテ前條ノ考査ニ合格セザルトキハ之ニ修業證書ヲ授與スルコトヲ得
第二十條 傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ所定ノ課程ヲ修メ得ザル者又ハ成績不良ナルモ尙成業ノ見込アル者ハ次期生徒ト爲スコトヲ得
第二十一條 學術優等、品行方正ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ル生徒ニハ卒業ニ際シ優等褒狀ヲ授與ス
第二十二條 生徒其ノ本分ニ悖リタル所爲アリタルトキハ左ノ區別ニ依リ通信局長懲戒ヲ行フ
一 誹謗
二 停學
三 退學
第六節 給與
第二十三條 生徒ニハ修業中別ニ定ムル手當ヲ支給ス
第二十四條 停學中ノ生徒ニ對シテハ前條ニ定ムル手當ヲ支給セズ
第二十五條 生徒ニハ制服ヲ貸與ス
授業料ハ之ヲ徴收セズ
修業ニ要スル物品ハ之ヲ貸與又ハ給與ス

第四章 卒業及修業

第二十六條 生徒卒業又ハ修業シタルトキハ別ニ定ムル期間通信局長ノ指定スル業務ニ従事スル義務アルモノトス
入營又ハ應召ノ爲前項ノ義務ヲ履行シ得ザル場合ハ其ノ事由止ミタル時ヨリ更ニ其ノ應期間服務スベキモノトス
前二項ノ服務義務期間中ニ於テ新ニ本規則ニ依リ服務義務ヲ生ジ又ハ官吏練習所ニ入所シタル場合ハ舊義務ハ之ヲ免除ス
第二十七條 生徒左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二十三條ノ手當及在學中ノ諸費ヲ償還セシム
一 自己便宜ニ依リ退學シ又ハ第十六條及第二十二條ニ依リ退學ヲ命セラレタルトキ
二 第二十六條第一項及第二項ノ服務義務ヲ履行セザルトキ
第二十八條 前條ノ償還金ハ通信局長ニ於テ特殊ノ事情アリト認ムルトキハ分納若ハ延納ヲ許可シ又ハ減免スルコトヲ得
第二十九條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ通信局長裁之ヲ定ム
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
（書式省略）
●運輸通信省令第六十號
昭和十八年十月十五日
昭和十九年四月十五日
運輸通信大臣 五島 慶太
第九條 戰時ニ際シ官廳、公署又ハ公益上若ハ戦力増強上緊要ナル事業ノ用ニ供スル電話及國土防衛上緊要ナル電氣通信ノ施設ヲ爲ス緊急ノ必要アル場合ニ於テ設備上已ムヲ得ザル事由アルトキハ既設設備ノ轉用ヲ爲スコトアルベシ
前項ノ轉用ニ依リ通話ヲ爲シ得ザルニ至リタル加入者ニ對シテハ通話休止ノ取扱ヲ爲シ又ハ加入ノ取消ヲ爲ス
前項ノ規定ニ依リ通話休止又ハ加入取消トナリタル電話ニ付テハ通話休止期間又ハ加入取消ノ翌日以後ニ係ル電話使用料及附加使用料ハ年額料金ノ日割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金既納ニ係ルトキハ請求ヲ俟タズ之ヲ還付ス
一 前條第一項第一號又ハ第五號ノ規定ニ依リ休止又ハ停止ヲ爲スコト三日以ヒニ及ビタルトキ其ノ休止又ハ停止期間ニ係ルモノ
二 前條第一項第四號又ハ第五號ノ規定ニ依リ取消ヲ爲シタルトキ其ノ取消ノ翌日以後ニ係ルモノ
第十八條第三項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ電話又ハ特別至急通話ノ取扱上必要アルトキハ至急通話又ハ普通通話ヲ中斷スルコトアルベシ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓令

●内閣訓令第三號
勤勞統計調查施行心得左ノ通定ム
昭和十九年四月十五日
內閣總理大臣 東條 英機
勤勞統計調查施行心得
第一章 年次勤勞統計調查
第一節 地方長官、鑛山監督局長
又ハ海運局長
第一條 地方長官ハ調査員ヲ任命シタルトキハ其ノ氏名ヲ市町村長ニ通知スベシ
第二條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ內閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長（都府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ對スルハ都府縣支廳長）ニ交付スベシ
第三條 地方長官ハ市町村長ヨリ提出シタル（都府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村ニ關スルハ都府縣支廳長ヨリ進達シタル）市町村要計表ニ依リ工業事業場、採鑛事業場（樺太ニ於ケルモノニ限ル）、土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業體及世帯ニ關シ別表第一號様式甲ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ
第四條 鑛山監督局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ採鑛事業場ニ關シ別表第一號様式乙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ
第五條 海運局長ハ市町村長ヨリ提出シタル市町村要計表ニ依リ船舶ヲ使用スル事務所ニ關シ別表第一號様式丙ノ府縣要計表ヲ作成シ調査票及市町村要計表ト共ニ八月十日迄ニ之ヲ內閣統計局長ニ送付スベシ
第二節 都府縣支廳長
第六條 都府縣支廳長ハ地方長官ヨリ調査事務ニ要スル調査票用紙其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ市町村長ニ交付スベシ

第七條 都府支廳長ハ管轄區域内ノ町村長ヨリ提出シタル調査票及市町村要計表ヲ検査シ地方官ノ定ムル期限迄ニ之ヲ地方官ニ進達スベシ

第八條 年次勤勞統計調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査員ノ氏名告示
二 調査區域ノ設定及調査員ノ擔當調査區域ノ指定
三 調査員ノ指導
四 準備調査票ノ交付
五 調査票ノ檢査
六 市町村要計表ノ作成、調査票ノ整理及調査書類ノ提出
七 以上ノ附帶事務

第九條 市町村長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ調査ノ趣旨ヲ普及シタルベシ

第十條 市町村長ハ勤勞統計調査施行規則(以下規則ト稱ス)第四條ノ規定ニ依リ規則第二條ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方官、鑛山監督局長又ハ海運局長ニ報告スベシ

第十一條 市町村長ハ必要アルトキハ事業所ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及調査員トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第十二條 市町村長ハ地方官ヨリ調査員ノ氏名ヲ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ告示スベシ

第十三條 市町村長ハ管内ヲ適當ノ調査區域ニ分割シ之ニ第一號ヨリ始マル番號ヲ附スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ一町村ヲ以テ一調査區域ト爲スコトヲ得

第十四條 市町村長ハ調査員ノ任命アリタルトキハ直ニ各調査員ノ擔當調査區域ヲ

定メ其ノ旨本人ニ通知スベシ擔當調査區域ノ變更アルコトキ亦同シ

第十五條 市町村長ハ調査員ノ擔當調査區域ヲ指定シタル後適當ノ時期ニ於テ調査員ヲ召集シ準備調査票ノ方法、調査票ノ記入其ノ他調査上心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第十六條 市町村長ハ調査員ヲシテ六月十日現在ニ依リ其ノ管内ニ於テ勤勞統計調査令(以下令ト稱ス)第八條ノ規定ニ係ル事業體、船舶ヲ使用スル事務所及世帯(以下調査個所ト稱ス)ニ就キ同月十五日迄ニ準備調査票ヲ爲サシムベシ

第十七條 市町村長ハ準備調査票後調査員ヨリ準備調査票ノ提示アリタルトキハ之ヲ檢査シ調査ニ重復、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ調査員ニ質シ準備調査票ノ訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十八條 市町村長ハ準備調査票後調査日迄ニ調査個所ニ異動アルコトヲ發見シタルトキハ調査員ヲシテ其ノ都度準備調査票ヲ訂正セシムベシ

第十九條 市町村長ハ第十七條ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ調査員ニ準備調査票ヲ還付スルト共ニ調査票用紙ヲ交付スベシ

第二十條 市町村長ハ調査票用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生ジタルトキハ地方官(都府支廳長、鑛山監督局長又ハ海運局長ニ請求シ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ調査員ニ交付スベシ

第二十一條 市町村長ハ調査員ヨリ調査票及準備調査票ヲ受理シタルトキハ調査票ノ準備調査票ト比較對照シ之ヲ檢査スベシ

第二十二條 市町村長ハ前條ノ檢査ノ結果調査票及準備調査票ノ記入ニ重復、脱漏

又ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムベシ

第二十三條 市町村長ハ檢査済ノ調査票ニ依リ工業事業場、採鑛事業場(樺太ニ於ケルモノニ限ル)、土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業體及世帯ト採鑛事業場ト船舶ヲ使用スル事務所トノ三種ニ分チ別表第二號様式ノ市町村要計表ヲ作成スベシ

第二十四條 市町村長ハ年次勤勞調査票ヲ工業事業場、採鑛事業場、土石採取事業場、交通事業場、其ノ他ノ事業體、船舶ヲ使用スル事務所又ハ世帯毎ニ一括シ之ヲ調査區域ノ番號ト準備調査票ノ番號順ニ整理シ地方官、鑛山監督局長又ハ海運局長ノ定ムル期限迄ニ市町村長ヨリ提出スベシ

第二十五條 市町村長ハ都府支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ニ在リテハ都府支廳長ヨリ經テ地方官ニ、採鑛事業場(樺太ニ於ケルモノヲ除ク)ニ關スルモノハ鑛山監督局長ニ、船舶ヲ使用スル事務所ニ關スルモノハ海運局長ニ提出スベシ

第二十六條 調査員ハ調査個所ニ就キ職務執行ノ際證明ヲ携帶スベシ

第二十七條 調査員ハ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩スベカラズ

第二十八條 調査員ハ擔當調査區域ト隣接調査區域トノ間ニ重復、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第二十九條 調査員ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ヲ爲シ職務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第三十條 調査員ハ調査票及附屬書類提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

第三十一條 調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査票トシテ擔當調査區域内ヲ巡回シ調査個所ノ有無及其ノ數ヲ確メ別表第三號様式ヲ準備調査票用紙ニ調査個所毎ニ所定ノ事項ヲ記入スベシ

第三十二條 調査員ハ準備調査票ヲ終ヘタルトキハ直ニ準備調査票ヲ市町村長ニ提示シ其ノ檢査ヲ受ケベシ

第三十三條 調査員ハ市町村長ノ定ムル期日迄ニ擔當調査區域内ノ調査個所ニ調査票用紙ヲ交付スベシ

第三十四條 調査員ハ調査票用紙配付ノ際豫メ調査票用紙ニ調査區域ノ番號及準備調査票ノ番號ヲ記入スルトキハ外年次勤勞調査票甲ニ在リテハ用紙左上部○ノ中ニ工業事業場ニ關スルモノニハ工、採鑛事業場ニ關スルモノニハ採、土石採取事業場ニ關スルモノニハ土、交通事業場ニ關スルモノニハ交ノ文字ヲ記入シ且配付スベキ調査票用紙ノ種類及枚數ニ相違ナキヤ否ヤヲ確ムベシ

第三十五條 調査員ハ調査票用紙配付ノ際各調査個所ノ事業主又ハ世帯主ニ對シ七月五日迄ニ調査票ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ

第三十六條 調査員ハ調査個所ニ就キ職務執行ノ際證明ヲ携帶スベシ

第三十七條 調査員ハ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩スベカラズ

第三十八條 調査員ハ擔當調査區域ト隣接調査區域トノ間ニ重復、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第三十九條 調査員ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ヲ爲シ職務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第四十條 調査員ハ調査票及附屬書類提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

第四十一條 調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査票トシテ擔當調査區域内ヲ巡回シ調査個所ノ有無及其ノ數ヲ確メ別表第三號様式ヲ準備調査票用紙ニ調査個所毎ニ所定ノ事項ヲ記入スベシ

第三十六條 調査員ハ調査票作成ノ期日迄ニ擔當調査区域内ノ調査個所ヲ巡回シ調査票作成ニ必要ナル説明ヲ爲スベシ

第四款 調査票ノ蒐集及検査

第三十七條 調査員ハ七月七日迄ニ擔當調査区域内ノ各調査個所ニ就キ調査票ヲ蒐集スベシ

第三十八條 調査員ハ調査票ヲ受取リタルトキハ直ニ調査票ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ事業主又ハ世帯主ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スベシ

第三十九條 調査員ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ準備調査簿ト各調査票トヲ對照シ符合ルルヤ否ヤヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第四十條 調査員ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票所定ノ個所ニ捺印スベシ

第五款 調査票ノ整理及調査書類ノ提出

第四十一條 調査員ハ年次勤務調査票ヲ準備調査簿ノ番號順ニ整理シ準備調査簿ト共ニ市町村長ノ定ムル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第五節 補則

第四十二條 令第五條ノ規定ハ本章ニ之ヲ準用シ本章中町村トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二章 毎月勤務統計調査

第一節 總則

第四十三條 毎月勤務統計調査ニ關スル地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ノ職務ハ左ノ如シ

一 調査事業體ノ指定

二 調査事業體番帳ノ作成

三 事業主ノ指導

四 調査票用紙ノ交付

五 調査票ノ検査、送致目錄ノ作成及調査書類ノ提出

六 以上ノ附帶事務

第四十四條 指定官廳ハ其ノ月分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査事業體アルトキハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業體ノ事業主ニ通告シ且其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業體ノ調査番號、調査事業體ノ名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附箋シタルモノヲ提出シ以テ之ヲ爲スベシ

第四十五條 指定官廳ハ事業主ヲシテ調査事業體ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及指定官廳トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第二節 調査事業體ノ指定

第四十六條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ令第二十六條ノ規定ニ依リ内閣統計局長ノ定ムル基準ヲ參酌シ調査事業體ノ指定ヲ行フベシ

第四十七條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ規則第九條第二項ヲ通知ニ際シテハ調査番號ヲ事業主ニ通知スベシ

第四十八條 調査事業體ニシテ廢業其ノ他ノ事由ニ因リ調査ニ適セザルニ至リタルモノアルトキハ指定官廳ハ其ノ指定ヲ取消シ其ノ旨ヲ事業主ニ通告スルト共ニ直ニ之ニ代ルベキモノヲ補充指定スベシ

第四十九條 指定官廳ハ調査事業體ニ付一定ノ順序ニ依リ調査番號ヲ附スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ補充指定シタル場合ニハ指定ヲ取消シタル調査事業體ノ調査番號ヲ附スベシ

第五十條 地方長官、鑛山監督局長又ハ海運局長ハ調査事業體ヲ指定シタルトキハ其ノ調査番號、所在地、事業主ノ氏名、事業ノ種類、勤務者概數(船舶運輸事務所ニ在リテハ就航船舶概數及乗組普通船員概數)及指定ノ年月日ヲ、調査事業體ノ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ調査番號、名、取消ノ年月日及事由ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第三節 調査事業體番帳ノ作成

第五十一條 指定官廳ハ調査事業體ニ付別表第四號様式ニ依リ其ノ調査番號順ニ調査事業體番帳ヲ作成スベシ

第五十二條 指定官廳ハ調査事業體番帳記載ノ所定事項ニ異動アリタルトキハ其ノ都度記載ヲ訂正スルト共ニ當該調査事業體ノ其ノ月分ノ調査票ニ其ノ旨ヲ附箋スベシ

第四節 事業主ノ指導

第五十三條 指定官廳ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ヲ招集シ調査票ノ記入其ノ他調査上心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第五節 調査票用紙ノ交付

第五十四條 指定官廳ハ内閣統計局長ヨリ調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ事業主ニ交付スベシ

第六節 調査票ノ検査、送致目錄ノ作成及調査書類ノ提出

第五十五條 指定官廳ハ事業主ヨリ調査票ノ提出アリタルトキハ之ヲ検査スベシ前項ノ検査ノ結果調査票ノ記入ニ誤謬又ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ事業主ヲシテ速ニ之ヲ訂正セシムベシ

第五十六條 指定官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票用紙、事業主ノモノ及調査不能ノモノト共ニ他ノモノトノ二種ニ分チ之ヲ各別ニ調査番號順ニ重ねテ夫々一括シ別表第五號様式ニ依リ送致目錄ト共ニ地方長官ニ在リテハ、翌月二十日迄ニ、鑛山監督局長又ハ海運局長ニ在リテハ、翌月二十五日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ

第三章 特別勤務統計調査

第一節 總則

第五十七條 特別勤務統計調査ニ關スル所管官廳ノ職務ハ左ノ如シ

一 事業主ノ指導

二 調査票用紙ノ交付

三 調査票ノ検査、送致目錄ノ作成及調査書類ノ提出

四 以上ノ附帶事務

第五十八條 地方長官ハ令第三十四條第二號ニ掲グル事業場ノ新設廢合ニ留意シ調査ニ重複又ハ脱漏ナカラシムベシ

第五十九條 所管官廳ハ其ノ月分ノ調査ヲ行フコト能ハズト認ムル調査事業場アルトキハ調査ヲ行ハザル旨ヲ當該調査事業場ノ事業主ニ通告シ且其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ其ノ月分ノ調査票ト共ニ調査票用紙ニ當該調査事業場ノ名、所在地及事業ノ種類ヲ記入スルノ外調査不能ナル旨ヲ附箋シタルモノヲ提出シ以テ之ヲ爲スベシ

第六十條 所管官廳ハ事業主ヲシテ調査事業場ノ職員中ヨリ調査擔當者ヲ設ケシメ之ヲシテ調査票作成ノ補助及所管官廳トノ事務ノ連絡ニ當ラシムベシ

第二節 事業主ノ指導

第六十一條 所管官廳ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ヲ招集シ調査票ノ記入其ノ他調査上心得ベキ事項ヲ指示スベシ

第三節 調査票用紙ノ交付

第六十二條 所管官廳ハ内閣統計局長ヨリ調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ事業主ニ交付スベシ

第四節 調査票ノ検査、送致目錄ノ作成及調査書類ノ提出

第六十三條 所管官廳ハ事業主ヨリ調査票ノ提出アリタルトキハ之ヲ検査スベシ前項ノ検査ノ結果調査票ノ記入ニ誤謬又ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ事業主ヲシテ速ニ之ヲ訂正セシムベシ

第六十四條 所管官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ調査票用紙、事業主ノモノ及調査不能ノモノト共ニ他ノモノトノ二種ニ分チ別表第六號様式ニ依リ送致目錄ト共ニ地方長官ニ在リテハ、翌月二十日迄ニ、鑛山監督局長ニ在リテハ、翌月二十五日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ送付スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ毎月勤務統計調査及特別勤務統計調査ニ關スル規定ハ昭和十九年七月末現在ニ依リ行フ調査ヨリ之ヲ適用ス

労働技術統計調査施行心得ハ之ヲ廢止ス労働統計毎月調査施行心得ハ昭和十九年六月末日現在ニ依リ行フ調査限り之ヲ廢止ス(別表)

(省略)

●内務省訓令第十三號

本省局 課 神 祇 院

防空總本部 造神宮使廳

土木出張所 土木試驗所

防空研究所 防空講習所

神宮關係施設 警察講習所

營所

都廳府縣(樺太廳)

内務省所管内國旅費規則中左ノ通改正ス

昭和十九年四月十五日

内務大臣 安藤紀三郎

第七條本文ニ左ノ但書ヲ加ヘ同條第二號中但書ヲ削ル

但シ當該ニアラザル庸人及職工ニシテ其ノ業ニ從事シ勞銀ヲ給スル日ハ日當宿泊料又ハ食卓料ハ之ヲ支給セズ

第十九條第二號規程第二十八條ノ規定ニ依リ家族ヲ移轉スル者ノ移轉料ノ額ハ左ニ依ル

一 赴任ノ際家族ヲ移轉スル者ニ在リテハ別表第三號表ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相當スル額ト家族ヲ移轉シタル地迄ノ距離ニ應ズル別表第三號表ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相當スル額トノ合計額

別表第一號表備考第四號ヲ左ノ如ク改ム

本則ハ昭和十九年二月一日以降ノ旅行ニ付之ヲ適用ス

内務省訓令第十四號 本局 神祇院 防空總本部 造神宮使廳 土木出張所 土木試驗所 防空研究所 防空講習所 神宮關係施設 警察講習所 都廳府縣(樟太廳) 營所

本則中別表ヲ除キ別表ニ別表第一號表ニ改ム

但シ當該ニアラザル庸人及職工ニシテ其ノ業ニ從事シ勞銀ヲ給スル日ハ日當宿泊料又ハ食卓料ハ之ヲ支給セズ

一 赴任ノ際家族ヲ移轉スル者ニ在リテハ別表第三號表ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相當スル額ト家族ヲ移轉シタル地迄ノ距離ニ應ズル別表第三號表ニ掲グル額ノ二分ノ一ニ相當スル額トノ合計額

別表第一號表備考第四號ヲ左ノ如ク改ム

本則ハ昭和十九年二月一日以降ノ旅行ニ付之ヲ適用ス

内務省訓令第十四號 本局 神祇院 防空總本部 造神宮使廳 土木出張所 土木試驗所 防空研究所 防空講習所 神宮關係施設 警察講習所 都廳府縣(樟太廳) 營所

第二號表

Table with columns: 區分, 日當, 宿泊料, 食卓料. Rows include 親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者, 親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者, 親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者, etc.

Table with columns: 區分, 日當, 宿泊料, 食卓料. Rows include 親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者, 親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者, 親任官及本則ニ於テ相當額ヲ受クル者, etc.

備考 本表ノ行程ハ舊任地ト新任地トノ距離ニ依リ陸路ハ一軒水路ハ二軒ヲ以テ鐵道一軒ノ割合ニ依リ計算シタルモノニ依ル此ノ場合ニ於テ一軒未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一軒トス但シ各種ノ路程ヲ通計スル場合ニ於テハ其ノ通計シテ生ジタル一軒未滿ノ端數ヲ一軒トス

内務省訓令第十五號 本局 神祇院 防空總本部 造神宮使廳 土木出張所 土木試驗所 防空研究所 防空講習所 神宮關係施設 警察講習所 都廳府縣(樟太廳) 營所

本則ハ昭和十八年八月二十八日以降ノ旅行ニ付之ヲ適用ス

明甲第二一三號

案起

昭和十九年五月四日

裁可昭和十九年五月九日施行

昭和十九年五月八日

内閣總理大臣



内閣書記官長

之

内閣書記官



昭和二十年家計調査ニ關シ別紙ノ通閣令公布ノコトニ決定相成然ルベシ

閣令案

別紙ノ通

内閣

天

大日本帝國政府

法制局令第29號
昭和十九年五月三日

局發第二一六號

昭和十九年五月二日

內閣統計局長 川島孝彦



內閣總理大臣 東條英機殿

上申

左案閣令公布相成度

閣令一三

法制局御中
本件ニ對スル貴局ノ意見承知
致度
昭和十九年五月三日
內閣官房總務課長



回答

本件ハ支障無之ト認ム
但シ附案ノ通

昭和十九年五月四日



大日本帝國政府

閣令第十六號

昭和二十年家計調査ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十九年五月八日

內閣總理大臣 東條英機

昭和二十年家計調査ハ、之ヲ行ハズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

理由書

家計調査施行規則第一條ノ規定ニ依リ毎年十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル一箇年（未婚者ニ付テハ毎年四月一日ヨリ九月末日ニ至ル半箇年）ニ付施行スベキ家計調査ハ昭和二十年家計調査ニ限り之ヲ行ハザルニ因ル。

大日本帝國政府

說明

家計調査ハ給料生活者世帯、勞働者世帯、農家、商家及未婚者ニ互リ、家計ニ於ケル金錢收支及物品消費ノ狀況ヲ調査スルコトニ依リ、其ノ消費生活態様ノ地域別、産業別、經營別、家族構成別、收入階級別等ノ實情ヲ明カニシ、生活ノ安定、消費生活ノ指導合理化、戰時割當制、賃金規制等ニ關スル諸般ノ國策企畫ノ基礎資料ヲ整備セントスルニ在リ、而シテ本調査ハ昭和十六年十月以降三回ニ互リ實施セラレ、時局下緊急ニ對策ヲ要スル企畫ノ資料ハ充分蒐集シ一應右目的ヲ達シ得ラルル見込ナリ

仍テ本年十月ヨリ開始セラレベキ昭和二十年調査ハ之ヲ中止シ戰局愈々逼迫シ極度ニ輻輳スル中央地方ノ事務ヲ幾分ニテモ輕減セントスルモノナリ

大日本帝國政府

(參照)

昭和十六年八月四日
閣令第十六號
家計調查施行規則抄錄

第一條 家計調査ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル一箇年ニ付之ヲ行フ但シ未婚者ニ付テハ毎年四月一日ヨリ九月末日ニ至ル半箇年ニ付之ヲ行フ

各年ノ家計調査ノ名稱ニハ調査ヲ終リタル年ノ年號ヲ冠ス

参照

●閣令第八號
昭和十九年家計調査ニ關スル件左ノ通定ム
昭和十九年一月二十九日
内閣總理大臣 東條 英機
昭和十九年家計調査ニ於テハ未婚者ニ付テ
ノ家計調査ハ之ヲ行ハズ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

濟

閣甲第一二五號

案起

昭和十九年五月五日

裁可昭和十九年五月十七日施行

昭和十九年五月十九日

公布

內閣總理大臣

內閣書記官長

內閣書記官



昭和十六年閣令第十七號勞働統計
毎月調査施行規則中改正ノ件別
紙ノ通制定閣令公布ノコトニ決定
相成然ルベシ

閣令案

大

大日本帝國政府

法制局第四號
昭和十九年五月四日

局發第二一八號

昭和十九年五月三日

內閣統計局長 川島孝彦



內閣總理大臣 東條英機 殿

上 申

左案閣令制定公布相成度

昭和十九年五月四日

法制局 御中
內閣官房總務課長

本件ニ對スル貴局ノ意見承知致度

回答

本件ハ支障無之ト認ム

但シ附箋ノ通

昭和十九年五月十五日

法制局

附
一
二
五

大日本帝國政府

案

閣令第十七號

勞働統計毎月調査施行規則中左ノ通改正ス

昭和十九年五月十九日

內閣總理大臣

第一條中「鑛山監督局長」ヲ「地方鑛山局長」ニ改ム
別表第一號乙左ノ通改ム

地 域	採鑛事業體及砂鑛事業體ノ數
北海地方鑛山局管轄區域	三八
東北地方鑛山局管轄區域	七二
東部地方鑛山局管轄區域	六六
西部地方鑛山局管轄區域	五四
九州地方鑛山局管轄區域	七〇

大日本帝國政府

理由

鑛山監督局官制中改正ニ件ヒ改正ノ要アルニ依ル

大日本帝國政府

附則

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

〔參照〕

昭和十六年八月九日 閣令第十七號 勞働統計每月調查施行規則抄錄

第一條 勞働統計每月調查令（以下令ト稱ス）第二條ノ規定ニ依リ府縣知事、鑛山監督局長又ハ海務局長ノ指定スベキ事業體數ハ別表第一號ノ定ムル所ニ依ル

（別表）

第一號乙

地	域	採鑛事業體及砂鑛事業體ノ數
札幌鑛山監督局管轄區域		三八
仙臺鑛山監督局管轄區域		七二
東京鑛山監督局管轄區域		六〇
大阪鑛山監督局管轄區域		六〇
福岡鑛山監督局管轄區域		七〇

參照

勅令第

號

鑛山監督局官制中左ノ通改正ス

「鑛山監督局官制」ヲ「地方鑛山局官制」ニ改ム

第一條、第二條、第四條乃至第六條、第九條及第十條中「鑛山監督局」ヲ「地方鑛山局」ニ改ム

第十一條 軍需大臣ハ必要ト認ムル地ニ地方鑛山局支局、地方鑛山局出張所又ハ地方鑛山局支局出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ軍需大臣之ヲ定ム

別表鑛山監督局名稱位置管轄區域表中「鑛山監督局名稱位置管轄區域表」ヲ「地方鑛山局名稱位置管轄區域表」ニ、同表東京鑛山監督局ノ項名稱ノ欄中「東京鑛山監督局」ヲ「東部地方鑛山局」ニ改メ同項管

(昭和九年五月二日閣議決定
五月三日勅令)

轄區域ノ欄中「長野縣」ノ下ニ「三重縣 福井縣 石川縣 富山縣」
ヲ加ヘ同表仙臺鑛山監督局ノ項名稱ノ欄中「仙臺鑛山監督局」ヲ「東
北地方鑛山局」ニ、同表大阪鑛山監督局ノ項名稱ノ欄中「大阪鑛山監
督局」ヲ「西部地方鑛山局」ニ改メ同項管轄區域ノ欄中「三重縣」及
「福井縣 石川縣 富山縣」ヲ削リ同表福岡鑛山監督局ノ項名稱ノ欄
中「福岡鑛山監督局」ヲ「九州地方鑛山局」ニ、同表札幌鑛山監督局
ノ項名稱ノ欄中「札幌鑛山監督局」ヲ「北海地方鑛山局」ニ、同表備
考中「鑛山監督局」ヲ「地方鑛山局」ニ改ム

附 則

第一條 本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
(以下別名)

閣甲第二六號

案起

昭和十九年五月十五日

裁可

昭和十九年

五月十七日

施行

昭和十九年五月十九日
公布

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十六年内閣訓令第六號勞働統計毎月調査施行心得中改正ノ件別紙ノ通制定内閣訓令公布ノコトニ決定相成然ルベシ

内閣訓令案

内

閣

88
別紙通

定味入...

...

...

...

...

...

...

...

...

天

大日本帝國政府

法制局第四一號

昭和十九年五月四日

局發第二一九號

昭和十九年五月三日

內閣統計局長 川島 孝彦



內閣總理大臣 東條 英機 殿

上 申

左案訓令相成度

昭和十九年五月四日

內閣官房總務課長

法制局

御中

本件ニ對スル貴局ノ意見承知致度



143

回 答

本件ハ支障無之ト認ム

昭和十九年五月十五日

法制局

閣甲 二六

大日本帝國政府

內閣訓令第五號

案

勞働統計每月調査施行心得中左ノ通改正ス

昭和十九年五月十九日

內閣總理大臣

第一條、第五條、第八條、第九條及第十六條並ニ別表第二號樣式中
「鑛山監督局長」ヲ「地方鑛山局長」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

〔參照〕

昭和十六年八月九日內閣訓令第六號勞働統計每月調查施行心得抄錄

第一條 勞働統計每月調查ニ關スル府縣知事、鑛山監督局長又ハ海務局長ノ職務ハ左ノ如シ

一 事業體ノ指定

二 調查事業體臺帳ノ作成

三 事業主ノ指導

四 勞働每月調查票用紙ノ交付

五 勞働每月調查票ノ檢查、總致目錄ノ作成及調查書類ノ提出

六 以上ノ附帶事務

第五條 府縣知事、鑛山監督局長又ハ海務局長ハ令第二條ノ規定ニ依

大日本帝國政府

- リ事業體ヲ指定スルニ際シテハ左ノ各號ヲ參酌スベシ
- 一 工場及ガス電氣水道事業體又ハ採鑛事業體及砂鑛事業體ノ指定ニ付テハ成ルベク各種ノ産業ニ互ルコト
 - 二 船舶運輸事業體ノ指定ニ付テハ成ルベク遠洋、近海及沿海ノ運輸事業ニ互ルコト
 - 三 工場ノ指定ニ付テハ使用スル勞働者數五十人未滿、五十人以上百人未滿及百人以上ノモノ、其ノ他ノ事業體ノ指定ニ付テハ大規模、中規模及小規模ノモノニ互ルコト
 - 四 事業體ハ左ノ條件ヲ具備スルモノナルコト
 - イ 毎年一定期間ノミ作業スル工場ナラザルコト
 - ロ 賃金、就業時間、作業日數等ノ中庸ナルモノナルコト

大日本帝國政府

ハ 工場、ガス電氣水道事業體、地方鐵道、軌道、乘合自動車運

輸事業體、貨物自動車運送事業體、小運送事業體及船舶運輸事

業體ニ付テハ成ルベク其ノ月分ノ賃金ノ支拂ガ翌月ニ互ラザル

モノ、採鑛事業體及砂鑛事業體ニ付テハ成ルベク其ノ月分ノ賃

金ノ支拂ガ翌月十日ヲ過ギザルモノナルコト

ニ 事業主ガ確實ニシテ信用アル者ナルコト

第八條 府縣知事、鑛山監督局長又ハ海務局長事業體ヲ指定シタルト

キハ其ノ調査番號、名、所在地、事業主ノ氏名、事業ノ種類、勞働

者概數（船舶運輸事業體ニ在リテハ就航船舶概數及乗組普通船員概

數トス）及指定ノ年月日ヲ、事業體ノ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ

調査番號、名、取消ノ年月日及事由ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

大日本帝國政府

第九條 府縣知事、鑛山監督局長又ハ海務局長事業體ヲ指定シタルト
キ又ハ其ノ指定ヲ取消シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ事業主ニ通告スベ
シ

第十六條 指定官廳ハ前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ勞働毎月調査票ヲ
調査番號順ニ重ネテ一括シ別表第二號様式ニ依ル送致目錄ト共ニ府
縣知事ニ在リテハ翌月二十日迄ニ、鑛山監督局長又ハ海務局長ニ在
リテハ翌月二十五日迄ニ之ヲ内閣統計局長ニ提出スベシ

(署名)

大日本帝國政府

第二號樣式

(別表)

					送致目錄	(昭和 年 月分)
右ノ通及送付候也				調査票ノ種類	調査票提出枚數	備考
昭和	年	月	日	枚	枚	枚
府縣知事 (鑛山監督局長又ハ海務局長)						
內閣統計局長殿						

閣下第 八六號

案起 昭和十九年四月二日

閣議決定 昭和十九年四月十一日施行
裁可昭和 年 月 日 行 昭和 年 月 日

內閣總理大臣

東條

內閣書記官長

三

內閣書記官

橋

三

外務大臣

齋藤

海軍大臣

五

大東亞大臣

五

岸國務大臣

五

內務大臣

為

司法大臣

五

農商大臣

信

大森國務大臣

五

大藏大臣

五

文部大臣

五

軍需大臣

東條

後藤國務大臣

五

陸軍大臣

東條

厚生大臣

五

運輸通信大臣

五

藤原國務大臣

五

別紙

調查研究動員本部設置ニ關ス

儿件
右閣議ニ供ス

内閣委員本陪答置ニ關ス

大藏大臣

農林大臣

司法大臣

大藏大臣

文相大臣

農林大臣

大藏大臣

文相大臣

農林大臣

大藏大臣

文相大臣

農林大臣

大藏大臣

文相大臣

農林大臣

大藏大臣

文相大臣

農林大臣

大藏大臣

文相大臣

農林大臣

通牒案

(一)

昭和十九年四月十一日 (四月十一日附)

内閣書記官長

各省大臣

法制局長官

技術院總裁

情報局總裁

宛(各角)

調査研究動員本部設置ニ関スル件

標記ノ件本別紙ノ通閣議決定相成
候條命ニ依リ通牒ニ及口候

年 月 日 (日月十、附)

内閣官房總務課長

内閣官房参事官室

内閣官房總務課長

内閣統計局長

亥(香園)

總力戰研究所長

案(一)目ジ

同紙



調査研究動員本部設置ニ關スル件

一 方針

現下ノ戦局ニ對應シ大東亞戦争ヲ勝チ拔ケ爲ニハ國民全般ノ智能ヲ
總動員シ苟キ用フベキ調査研究ノ成果ハ悉ク之ヲ戦力増強ノ爲ニ活
用スルノ要アリ依ツテ新ニ調査研究動員本部ヲ設置シ政府ト緊密ニ
ル連繫ノ下ニ主トシテ民間ノ行フ調査研究ノ成果ヲ綜合的ニ動員ス
ルモノトス

二 要領

- (一) 調査研究動員本部ハ之ヲ財團法人トス
- (二) 同本部ニ參與ヲ置キ各官廳官吏ニ之ヲ委嘱スルコトトス
- (三) 同本部ノ事業ハ概ネ左ノ如キモノトス但シ科學技術ニ關スルモノ
ニ付テハ調査ノ範圍ニ屬スルモノニ限り研究ノ範圍ニ屬スルモノ
ヲ除ク

(1) 調査研究機關ノ國家目的ニ副ヘル有機的一體化ヲ圖リ綜合的

機能ヲ育成シ調査研究ノ重複乖離ヲ排除シ一層能率ノ向上ヲ圖ル爲必要ナル統制連絡ヲ爲スコト

(2) 政府ノ委嘱ニ基キ適當ナル者ニ調査研究ヲ委嘱シ其ノ結果ヲ審査取纏ノ上政府ニ報告スルコト

(3) 廣ク民間ニ於ケル各部面ニ關スル調査研究ノ成果ヲ蒐集シ之ヲ整理シテ政府ニ通報スルコト

(4) 必要適切ナル事項ニ付自ラ綜合的調査研究ヲ行フコト

(5) 政府ノ要求アルトキハ調査研究ニ關スル政府ノ補助金ノ一括交付ヲ受ケ之ヲ分配スルコト

(6) 調査研究機關ニ對スル印刷用紙ノ配給統制ヲ爲スコト

(7) 調査研究ニ關シ政府ニ建議スルコト

(8) 其ノ他同本部ノ目的達成上適當ナル事項

(四) 同本部ハ寮亞研究所ヲ直轄機關トシテ管理スルモノトス

- (四) 同本部ノ經費ハ原則トシテ國庫補助ニ依ルモ寄附金ヲ募集シ得ルモノトス
- (六) 適當ナル調査研究機關ヲ選ビテ之ヲ同本部ノ協力員トス之ガ爲要スレバ政府ハ當該機關ニ對シ協力ヲ命ズルモノトス
- (七) 政府ハ要スレバ國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律ニ依リ同本部ヲシテ調査研究ニ關スル行政官廳ノ職權ノ一部ヲ行ハシムルモノトス
- (八) 政府ハ要スレバ同本部ノ職員ヲ政府ノ囑託トシテ政府ノ調査事務ニ參畫セシムルモノトス
- (九) 同本部ハ內閣總理大臣ノ所管ニ屬スルモノトシ同本部ト各官廳及各政府調査研究機關トノ連絡ハ內閣ニ於テ之ヲ行フ
- (十) 社團法人調査研究聯盟ハ其ノ事務及財産ヲ同本部ニ引繼ギ解散スルモノトス

内甲二五二

九九九
九九九

昭和十九年 九月二十三日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

町田國務大臣

内務大臣

司法大臣

農商大臣

兒玉國務大臣

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

緒方國務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

別紙内務大臣請議勞働技術統計
調査令ノ特例ニ關スル件制定ノ件

法制局

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

法務局内 第五七號

昭和十九年九月十一日

主任者 管理局橋爪總務課長

内務省臺管第一七一號

労働技術統計調査令ノ特例ニ關スル件制定ノ件

時局ニ鑑ミ臺灣ニ於テハ労働技術統計調査令ニ依ル
ルコトト爲ス爲労働技術統計調査令ノ特例ニ關スル件
別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十九年九月二十日

内務大臣 大 達 茂

内閣總理大臣 小 磯 國 昭 殿

内甲ニ五二

内 務 省

法務局内
19.9.21
書文

昭和十九年九月二十日
大 達 茂



清局内第五七號

昭和十九年九月二十一日

主任者 管理局橋爪總務課長

19.9.21 書文

内務省臺管第一七一號

労働技術統計調査令ノ特例ニ關スル件制定ノ件

時局ニ鑑ミ臺灣ニ於テハ労働技術統計調査令ニ依ル昭和十九年調査ヲ行ハサルコトト爲ス爲労働技術統計調査令ノ特例ニ關スル件制定ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

昭和十九年九月二十日

内務大臣 大 達 茂



内閣總理大臣 小 磯 國 昭 殿

内甲ニ五二

内 務 省

本件ハ九月中ニ公布
相成度
法制局

内閣官房總務課

法中

昭和十九年九月二十九日

朕勞働技術統計調査、ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

御名 御璽

昭和十九年 九月二十九日

本令ハ公布ノ日ヨリ施行スルニ付 内閣總理大臣

閣員 内務大臣

シテハス

勅令第五百七十四號 労働技術統計調査令ニ於テ關シテハ

内務省

臺灣^和於^和之労働技術統計調査ハ勤勞統計調査令附則第四項但書ノ規定ニ拘^レ之ヲ行ハズ

附則

内務大臣

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣大臣

昭和十一年八月二十一日

労働部

通商産業省労働部労働技術調査令ノ施行ニ關スル件ヲ據^レテ茲ニ之ヲ公布ス

理由

時局ニ鑑ミ臺灣ニ

十九年労働技術統計調査ハ之

ヲ行ハザルコトト爲ス、
、
、
ノ要アルニ依ル

參照

● 勞働技術統計調查令

昭和十六年四月二日
勅令第三百八十號

改正 昭和十八年第三五一號

朕勞働技術統計調查令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勞働技術統計調查令

(總理、外務、內務、厚生、拓務、陸軍、文部、商工、大藏、逓信、農林、海軍、鐵道大臣副署)

第一條 大正十一年法律第五十二號(昭和十六年勅令第三百七十九號ニ於テ依ル場合ヲ含ム)ニ基キ政府ハ毎年六月十日現在ニ依リ勞働及技術ノ統計ニ關スル實地調査(勞働技術統計調査)ヲ行フ

各年ノ勞働技術統計調査ノ名稱ニハ之ヲ行フ年次毎ニ其ノ年號ヲ冠ス

第二十一條 朝鮮、臺灣、關東州及南洋群島ニ於テ必要アルトキハ各朝鮮、總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又ハ南洋廳長官內閣總理大臣ノ承認ヲ受ケ第一條乃至第三條及第五條ノ規定ニ拘ラズ調査ノ時期、範圍及事項ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得



參照

朕勤勞統計調查令ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年四月十四日

陸軍大臣	東條 英機
海軍大臣	小泉 親彦
司法大臣	岩村 通世
厚生大臣	嶋田繁太郎
內務大臣	安藤紀三郎
大東亞大臣	青木 一男
外務大臣	重光 葵
文部大臣	岡部 長景
大藏大臣	石渡莊太郎
農商大臣	内田 信也
運輸通信大臣	五島 慶太

勅令第二百六十五號

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
毎月勤勞統計調査及特別勤勞統計調査ニ關
スル規定ハ昭和十九年末現在ニ依リ行フ調
査ヨリ之ヲ適用ス
年次勤勞統計調査ニ關スル規定ハ朝鮮、臺
灣及關東州ニ在リテハ昭和二十年年次勤勞

統計調査ヨリ、南洋群島ニ在リテハ南洋廳
長官內閣總理大臣ノ承認ヲ受ケ定ムル年次
ノ年次勤勞統計調査ヨリ之ヲ適用ス
勞働技術統計調査令ハ之ヲ廢止ス、但シ朝
鮮、臺灣及關東州ニ在リテハ昭和十九年勞
働技術統計調査ニ關シ仍其ノ效力ヲ有ス
勞働統計毎月調査令ハ昭和十九年六月末日
現在ニ依リ行フ調査限リ之ヲ廢止ス



說明

臺灣ニ於テハ勞働技術統計調査令（以下調査令ト稱ス）ニ基ツク調査ハ過去三ヶ年ニ亘リ之ヲ實施シ來タリ一應整備セラレタル處現行調査令ニ基ツク調査ハ其ノ範圍及其ノ他ノ調査事項ニ關シ現下ノ經濟社會ノ客觀的實情ニ即セザルモノアルガ故ニ勤勞動員其ノ他ノ計畫設定等ノ統計資料トシテハ尙遺憾ノ點多々アリタルヲ以テ之ガ完璧ヲ期センガ爲内地ニ於ケル勤勞統計調査令ノ施行ニ呼應シ臺灣ニ於テモ現行調査施行規則ヲ改正シ以テ所期ノ目的ヲ達成セント企圖シアリタル處現下ノ緊迫セル戰局下殊ニ臺灣ノ地理的特殊性ニ鑑ミ昭和十九年調査ハ十月一日ニ之ヲ延期シタル處現下臺灣ノ情勢ニ於テハ昭和十九年調査ハ之ヲ實施セス既存ノ統計資料及國民職業能力申告令ニ基ツク國民登錄等ノ諸資料ヲ極力活用スルト共ニ其ノ調査ニ要スベキ人的物的資源ハ舉ゲテ直接戰力增強ノ一途ニ凝集スルヲ適當ト認メラルルヲ以テ本令ヲ制定セントスルモノナリ

軍甲七二

荒井 益

昭和十九年十一月十三日

内閣書記官長

内閣書記官



内閣總理大臣

齋藤 隆夫

法制局長官



外務大臣

齋藤 隆夫

海軍大臣

山本 徹

大東亞大臣

齋藤 隆夫

町田 國務大臣

中 友

内務大臣



司法大臣

高橋 貞吉

農商大臣

五 友

兒玉 清大臣

長 友

大藏大臣

西 友

文部大臣

星 亨

軍需大臣

友 友

緒方 善成大臣

友 友

陸軍大臣

畑 俊六

厚生大臣

永 友

運輸通信大臣

友 友

別紙外務内務大藏陸軍海軍文部厚生大東亞農商軍需運輸通信十一大臣請議資源調查令中改正件

去 則 司

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ修正案ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅 令 案

修正案ノ通

(起案用紙青三ノ二號)

修正案第一

朕資源調査令第三條ノ規定ノ停止ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年十一月十七日

海軍大臣	陸軍大臣	大藏大臣	内務大臣	外務大臣	内閣總理大臣
------	------	------	------	------	--------

内

閣

第五卷第一

勅令第六百四十號

資源調査令第三條ノ規定ハ當分ノ内其ノ施行ヲ停止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文	厚	大	農	軍	運
部	生	東	商	需	輸
大	大	亞	大	大	通
臣	臣	大	臣	臣	信
		臣			大
					臣

本令ハ資源調査令第三條ノ資源調査ニシテ其ノ調査期日ガ昭和十八年
十二月三十一日以前ニ係リ且其ノ報告期日ガ昭和十九年九月三十日以
前ニ係ルモノニ關シテハ之ヲ適用セズ

理由

決戦非常措置要綱ノ趣旨ニ依リ資源調査令第三條ノ規定ニ依ル定期的調査及報告ハ當分ノ内之ヲ停止スル要アルニ依ル

朕資源調査令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年十一月十七日

文	海	陸	大	内	外	内
部	軍	軍	藏	務	務	閣
大	大	大	大	大	大	理
臣	臣	臣	臣	臣	臣	大
						臣

内閣

勅令第六百三十九號

資源調査令中左ノ通改正ス

第一條中「内閣總理大臣」ヲ「軍需大臣」ニ改ム

第二條中「各省大臣」ヲ「内閣總理大臣及各省大臣」ニ、
「内閣總理大臣」ヲ「軍需大臣」ニ改ム

厚生大臣

大東亞大臣

農商大臣

軍需大臣

運輸通信大臣

第三條、第五條乃至第六條及第八條中「內閣總理大臣」ヲ「軍需大臣」ニ改ム

第七條中「企畫院」ヲ「軍需省」ニ改ム

第九條中「市長、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區長若ハ町村長」ヲ「市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域竝ニ京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ノ區長ヲ含ム）」ニ改ム

第九條**三第項中**「市、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區若ハ町村」ヲ「市町村（東京都ノ區ノ存スル區域竝ニ京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ノ區ヲ含ム）」ニ改ム

第十條第一項中「本令中」ノ下ニ「內閣總理大臣、」ヲ加ヘ「ノ職務」

チ「トアルハ」ニ、「之ヲ行フ」ヲ「トス」ニ改ム

同條第二項中「ノ職務ハ」ヲ「トアルハ」ニ、「之ヲ行フ」ヲ「トス」

ニ改メ「樺太ニ在リテハ樺太廳長官」ヲ削ル

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第九條ノ二第二項及第三項中地方長官トアルハ關東州ニ在リテハ關東州廳長官トス

別記様式中「企畫院印」ヲ「軍需省印」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 閣

理由

資源調査法ノ施行ノ統轄ノ事務ハ昨年十一月ノ行政機構整備實施ノ結果軍需大臣ノ所管ト爲リタルコト等ノ爲資源調査令中改正ノ要アルニ依ル

参照。

資源調查令

關スル同條ノ調査報告ヲ省略セシムルコトヲ得
 第七條 資源調査法第二條ノ附票ハ別記様式ニ依リ企畫院ニ於テ之ヲ交付ス
 第八條 工業的發明ニ係リ其ノ他特殊ナル業務上ノ秘密ニ屬スル事項又ハ設備ニシテ資源調査法第三條ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノニ付テハ主務大臣之ヲ指定ス
 第九條 主務大臣前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ
 第十條 主務大臣資源調査法第一條ノ規定ニ依リ資源調査ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市長、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區長若ハ町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ調査上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得
 第十一條 資源調査ノ爲テ必要アルトキハ市、市制第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區若ハ町村又ハ之ニ準ズベキモノニ資源調査員ヲ置クコトヲ得
 第十二條 資源調査員ハ地方長官之ヲ命ズ
 第十三條 資源調査員ハ名譽職トシ主務大臣、地方長官又ハ市區町村長ノ指揮監督ヲ承ケ資源調査ノ調査票用紙ノ配付、調査票ノ蒐集其ノ他之ニ關連スル事務ニ従事ス

第九條ノ三 前條第三項中市區町村長トアルハ醫藥品其ノ他ノ衛生用物資ニ付テハ警察署長(臺灣ニ在リテハ郡守、支廳長又ハ警察署長、南洋群島ニ在リテハ支廳長)トス
 第十條 本令中各省大臣又ハ主務大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ
 本令中地方長官ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ行フ
 第十一條 資源調査員又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ職務ノ執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 附 則
 本令ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 軍需調査令ハ之ヲ廢止ス

(別表)

擔任處	調査報告事項		摘要
	外務省	内務省	
外國在留日本人ノ地方別及職業別數	外國ニ於ケル日本人ノ事業ノ地方別概況	自動車(軍用ノモノヲ除ク) 車輛番號 所有者ノ住所及氏名又ハ名稱	現ニ使用スルモノニ限り記載スベシ
調査期日	十月一日	八月末	報告期日
調査報告	十二月末	十一月末	調査報告ハ隔年一回ト爲スコトヲ妨グズ

【輯一四〇】

<p>三 車輛置場 四 種類及用途</p>	<p>普通自動車、特殊自動車及小型自動車ノ別、自家用及營業用ノ別並ニ乗用、貨物及特殊用途ノ別ヲ記載シテ特殊自動車及小型自動車中自動車ノ類ニ付テハ自動車、側車附自動車、後車附自動車、自動三輪車等ノ細別ヲ、特殊用途ニ付テハ更ニ油輪送用、患者運搬用、撒水用、消防用、牽引用等ノ細別ヲ附記スベシ</p>	<p>五 車名 六 型式及構造装置</p>	<p>イ 年式 ロ 形状 ハ 原動機ノ種類 ニ 「シリンダ」ノ數及容積 ホ 定格出力 ヘ 特殊燃料 七 乗車定員又ハ最大積載量 八 製作ノ年</p>	<p>箱形、橢形、平形、三方開形等ノ別ヲ記載スベシ 「ガソリン」機關、「ディーゼル」機關、電氣機關等ノ別ヲ記載スベシ 内燃機關及蒸氣機關ニ付記載スベシ 電氣機關ニ付記載スベシ 木炭、「メタノール」、壓縮「ガス」等ノ特殊燃料裝置アル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スベシ</p>	<p>自動車運轉者性別、年齢別及兵役關係別數</p>	<p>自動車運轉ノ免許證ヲ有スル者ノ數ヲ道府縣別ニ記載スベシ 年齢別ハ三十五歳未滿及三十五歳以上ニ區別スベシ 兵役關係別ハ兵役關係者(國民兵役ニ在ル者ヲ除ク)ト然ラザル者トニ區別シ前者ハ更ニ陸軍及海軍ニ區別スベシ</p>	<p>十二月 末日</p>	<p>翌年十 月末日</p>
---------------------------	---	---------------------------	--	--	----------------------------	--	-------------------	--------------------

<p>諸車 一 荷馬車數 二 荷牛車數 三 手輓荷車數</p>	<p>道府縣別及警察管轄區域別ニ記載スルヲ例トス</p>	<p>十二月 末日</p>	<p>翌年十 月末日</p>
<p>港灣（内閣總理大臣ノ指定スルモノ但シ其ノ軍用ノ設備及船舶ヲ除ク） 一 水面積 二 底質 三 潮差 四 潮流 五 氣象 六 設備 イ 防波堤、防砂堤及導水堤 經營者ノ氏名又ハ名稱 延長 構造</p>	<p>第二回以後ノ報告ハ圖面及第十四號ニ掲グル事項ニ付テハ異動報告ヲ以テ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ 港界線内ノ水面積ヲ防波堤被覆内及防波堤被覆外ニ區別シ更ニ水深七米未滿、七米以上九米未滿及九米以上ニ區別スベシ水深ハ期望平均干潮面ニ依ル 泊渠ニ付テハ其ノ水面積ヲ別ニ記載スベシ 鑄掛ノ良否ノ狀況ヲ記載スベシ 期望ノ平均ニ於ケル干満ノ差ヲ記載スベシ 方向及流速ヲ記載スベシ 恒風及雨、雪、濃霧、結氷、流氷等ノ狀況ヲ記載スベシ</p>	<p>十二月 末日</p>	<p>翌年六 月末日</p>